

## ■大熊町福祉施設整備

## 用語の定義

発注図書（公募型プロポーザル実施要領及び要求水準書等）に使用する用語の定義は、下記の表に定めるところによる。

用語	定義
福祉施設等	介護保険法又は老人福祉法で規定される、介護老人保健施設、介護医療院、老人短期入居施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームの8施設の総称をいう。
特別養護老人ホーム等	介護保険法又は老人福祉法で規定される、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームの2施設の総称をいう。
発注図書	本事業の公告において公表した公募型プロポーザル実施要領、要求水準書、その他添付資料及びこれらに関する質疑回答をいう。ホームページ及び配布資料から入手できるものを実施要領等と読み替えている。
技術提案書審査委員会	本事業に必要となる事項の検討及び技術提案書の審査を行う目的で、外部有識者等で組織される「大熊町福祉施設整備技術提案書審査委員会」をいう。
技術提案書	参加者が提出した技術提案書、その他技術提案に係る資料に関する資料をいう。
参加者	本事業の実施設計、工事監理、建設能力を有し、本事業のプロポーザルに参加する者で、複数の企業で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）、又は単体企業をいう。
一次審査通過者	参加者のうち、一次審査（参加資格審査）を通過した参加者をいう。
三次審査対象者	二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査）を通過した参加者をいう。
優先交渉権者	技術提案書審査委員会による審査結果を受けて、事業実施協定の締結に向けて優先的に交渉する相手方として町が選定した者をいう。
受注者	公募プロポーザル実施要領及び優先交渉権者決定基準に基づき優先交渉権者として決定した者を、設計業務等委託契約、工事請負仮契約締結後は「受注者」と読み替える。 「受注者」は、発注図書等に記載されている「参加者」、「一次審査通過者」、「三次審査対象者」、「優先交渉権者」、「実施設計者」、「工事監理者」、「施工者」に適宜読み替える。
実施設計者	「優先交渉権者」のうち実施設計業務を行う者をいう。
工事監理者	「優先交渉権者」のうち工事監理業務を行う者をいう。
施工者	「優先交渉権者」のうち建設業務を行う者をいう。
発注者支援者	町より本事業の発注等支援業務を受託している者をいう。